## 契約法

## 中田裕康

2017年9月発売/646頁/本体 4800円+税 A5 判 / 上製















文字どおり、待望・信頼の、契約法の体系書です。第一人者の著者の手になるこの本が、今 後学界でも実務でも重要な役割をもつことは間違いありません。

┃では,学習上は……? もちろん,そこでも確かな支えとなる一冊です。明瞭な整理と言葉 づかいが、精確な理解を導いてくれます。また、本文の合間に、わかりやすい説明や補足を加える 「●」印の欄が設けられ、契約法を初めて学ぶ読者への配意もなされています。

本書には、今年成立した"債権法改正"も、もちろん織り込まれています。とはいえ、改正内容の解 説だけに的をしぼったものではありません。現行法の規律やその趣旨、これまでの学説・判例・実務の 蓄積――今回の改正はそれらの基礎の上に連なるものであり、そして、さらなる展開が期されるもので もあります。本書は、そうした大きな流れを描きつつ、契約法の規律のありようを眼前に広げてくれる 一冊でもあります。

「契約法はおもしろい」。本書の「はしがき」の冒頭でもあらわされた著者のこの想いが、読者の皆さ まにも伝わることを願っています。(三宅)

## Point!



より発展的な内容を検討する「□」印の欄も設けられ、それぞれに合った読み方ができます。

第2章 契約の成立

(2) 申込み (a) 申込みと申込みの誘引

現行民法には契約の申込みについての定義はないが、新法はこれを規定する。 実質的には現行法のもとで理解されてきたことを確認し、明文化するものであ

申込みとは、「契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示」である (新522条1項。国際売買約14条, UP 2.12, PECL 2201 (1), DCFR II. 4201 (1), CESL 31 参照)。特定の人に対するものでも、不特定の人に対するものでもよい。

第1は、内容の確定性である。「契約の内容を示して」する締結の申入れで あり、相手方の承諾があれば直ちに契約が成立する程度にまで内容が確定して いる必要がある。もっとも、すべての内容が明示されている必要はなく、契約 の解釈、任意規定、慣習などによって明確化ないし補充されるのであれば、か

第2は、表意者の拘束される意思である。契約の内容を示して「その締結を 中し入れる」とは、相手方が承諾すればその契約が成立してよい、つまり相手 方の承諾に表意者が拘束される、という意思の表明である。これに対し、相手 方が応じる旨を表明しても直ちに契約が成立するのではなく、表意者がその人 と契約するか否かの自由を留保している場合や、当事者間でさらに協議される ことを予定している場合は、当初の申入れは申込みとはいえない。

これらの要素を欠く申入れであって、単に相手に申込みをさせようと誘う行 為は、申込みの誘引という(「誘因(incentive)」ではなく「誘引(invitation)」であ

一会 実別長部が開発を表示して商品を練列しているのは、買う人がいればその前段で売るという意思表示であり、時込かである。添す「これを下さい」と言えばそれて契約は成立た。員部は「ありかく」と言うない。とれば、自己では、それは事業を必要した場合、それを見た人が高度とからした。「これが別、その支別員は少様人は各の場合した場合、それを見た人が高度したからしい。「同じ、別参の成立した場合、とれるした。」といる「別参の成立とから」といる「記録を必要したが別参のは、日本のでは、「別をはいる」といる「記録を必要した」といる「記録を必要した」という目答を必要した。「記録をしている」という目答という。

申込みと申込みの誘引との区別は、申入れの法的性質決定の問題である。そ

の申入れが、相手方の承諾さえあれば、それで契約が成立する、という意思表 示と認められるものであれば申込みであり、申入れをした者になお賦否の命地 があると解すべきときは、申込みの誘引である。具体的な判断要素としては、 次のものが老まられる(国際市買約14条参照)。

①相手方の特定性。その申入れが、②特定の人に向けられたものか、⑥不特 定の人に向けられたものか。③は⑤よりも申込みとされる可能性が高い。⑤の 場合、契約の相手方の個性が重要か否かが問題となり、相手が誰でもよい場合 は申込み、相手方の個性が重要である場合は申込みの誘引とされる可能性が高

②内容の具体性、契約内容が具体的に斡定されている場合は、申込みとされ る可能性が高い。

③その取引における慣行や地域の慣習。これは、内容の確定性を補充すると いうだけでたく、表意者の构束される意思の有無の評価にも影響する。

④その申入れにおいて申込みとする旨の明示的な表示があれば、それは原則 として尊重される。これは表意者の拘束される意思の問題である。

このように申込みか申込みの誘引かは、個別具体的に判断される。「正礼つ きの商品の陳列」を原則として申込みと解するか(我妻上57頁, 星野27頁), 申込みの誘引と解するか(遠田新一・新版注民(13)437頁)の相違は、想定する 店舗や商品の相違を反映しているのであろう。

□ 通信販売及びインターネット・ショッピング<sup>21</sup> 上記の③の要素に関連する間 ② 通信販売びインターネット・クョッピング<sup>3</sup> 上記の3の要素に関係する間 見して、通信販売インターネット・クョッドング2を10月16日また。 について、特定機収別法2条2項は、網をの注文を中込みと設置づける(前品の件 を) 情報の理解とは異なることもある(9件1時18円間、ここでの問題は、回服を の対定者が実施の理解とは異なることもある(9件1時18円間、ここでの問題は、回服を の対定者が実施するかかった場合の場所の表である。カタッドの配布が対ふなる。 業者が対じてきない場合の超光を指すの場合である。カタッドの配布が対ふなる。 り、網帯が指文が展記させたい。後の20日本である。20日本では、現行的もとしては、現行的もとっては、現行的もとっては、現代を では、網帯が指文者を発送したり対応で振りからまる。このでありまり、それを業計に基 かなかった場合も、業者は契約上の債務を負うことになるが、新法のもとでは、順

沖野眞巳「インターネット取引 — 消費者が行うインターネットによる商品の購入契約」野村豊弘理暦『二一世紀判例契約法の最前線』(2006) 343 頁, 内田31 頁。